

No.10	調査課題名：食品安全委員会の現状の評価及び今後の課題に関する調査				
調査目的	<p>食品の安全性の確保に関しては、平成15年に制定された食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、リスク分析の考え方が導入され食品安全行政が行われてきたところである。</p> <p>また、食品安全基本法においては、食品の安全性の確保に関して、国及び地方公共団体の責務のほか、食品関連事業者の責務及び消費者の役割が規定されており、消費者、食品関連事業者等の関係者が食品安全の確保に積極的な役割を果たすことが求められているところである。</p> <p>このような食品安全基本法に基づく新たな食品安全行政が実施されて平成20年7月で5年を経過することから、リスク分析手法による新たな食品安全行政及び食品安全委員会の活動についての現状の評価及び今後の課題について幅広い調査を行い、食品安全行政の今後のあり方と食品安全委員会の今後の取組の検討に活かすことを目的とする。</p>				
その他	進捗状況 ( <input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 一般競争入札公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了			
	公告日	H20. 6. 3	契約締結日	H20. 7. 1	履行期限 H20. 11. 28
	調査実施機関	(株) 三菱総合研究所			
	契約金額	—			
	仕様書 (調査内容の詳細)	<a href="#">別紙のとおり [PDF]</a>			
	その他参考資料	—			